

番号：160201

国名：ネパール

担当：ネパール事務所

案件名：円借款事業実施促進【有償勘定技術支援】

## 1. 担当業務、格付け等

- (1) 担当業務：円借款事業実施促進
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務（有償勘定技術支援）

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年5月下旬から2017年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1. 50M/M、現地 2. 33M/M、合計 3. 83M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	国内作業期間	整理期間
5日	70日	20日	5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

## 3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期提出期限：5月11日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))への電子データの提出、または郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）(2014年4月以降契約)>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年5月24日(火)までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
- ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	円借款実施促進に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。補強は認めない。
- (2) 必要予防接種：特になし。

#### 6. 業務の背景

現在、JICAはネパールにおいて「メラムチ給水事業」、「タナフ水力発電事業」、「緊急学校復興事業」および「緊急住宅復興事業」を支援している。「メラムチ給水事業」は現地の治安・政情不安等の事情から当初計画より遅延しており、円滑な事業実施にかかる実施促進が課題となっている。「タナフ水力発電事業」は現在コントラクター調達のプロセスにあり、実施機関への調達支援を通じた実施促進が喫緊の課題となっている。また、事業立ち上げの段階にある「緊急学校復興事業」、「緊急住宅復興事業」においては、実施機関の案件監理能力強化を通じた実施促進が喫緊の課題となっている。かかる状況から、ネパールの実施機関や関連省庁に対し、円借款の調達・貸付実行等にかかる制度、手続きの指導を含めた事業実施促進が求められている。さらに、JICAは今後運輸・電力分野等において新規円借款案件形成の取り組みを進める予定であるところ、現地調査や関連情報の収集を行いネパールの開発ニーズを的確に把握し、タイムリーかつ効果的な案件形成につなげていく必要がある。

本専門家派遣は昨年度も同様の派遣を実施しており、JICAは円借款事業を実施している実施機関を主なカウンターパート(C/P)機関として、C/P機関から収集した情報をもとに課題を分析し、それらに基づき事業実施体制強化及び書類内容の改善指導を行うことでC/P

機関の能力を向上し、計画に沿った適切な事業実施促進及び将来案件の形成促進、ひいては事業効果の早期発現を図ることを目的とする。

## 7. 業務の内容

本専門家は、円借款事業の仕組みと手続きを十分に把握の上、ネパール側 C/P 機関の組織能力強化を行うとともに、既往案件の実施促進、事業が遅延する原因分析及び提言、承諾済新規案件の立ち上げ支援を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。

### (1) 国内準備期間（2016年5月下旬）

- ① 本技術支援の目的・趣旨等を理解し、必要に応じて JICA 南アジア部・ネパール事務所と協議を行う。
- ② 「メラムチ給水事業」、「タナフ水力発電事業」、「緊急学校復興事業」および「緊急住宅復興事業」について、実施機関の体制、事業進捗状況、調達方法・手続き、貸付実行方式等の確認・把握を行う。
- ③ JICA の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン、貸付実行手続き等の各種手続きを確認し、必要に応じて JICA ネパール事務所と協議を行う。
- ④ 上記に基づき、本業務の全期間（現地派遣期間及び国内準備・整理期間）にわたる全体のワークプラン（和文）を作成し、JICA ネパール事務所へ提出、説明を行う。

### (2) 現地派遣（2016年6月上旬～2017年2月上旬までの間に5回）

- ① JICA ネパール事務所にワークプランを提出・説明し、業務内容及びスケジュールの確認を行う。
- ② 既往円借款案件「メラムチ給水事業」、「タナフ水力発電事業」、「緊急学校復興事業」および「緊急住宅復興事業」の進捗状況、業務実施方法等につき、実施機関と協議を行う。
- ③ 「メラムチ給水事業」、「タナフ水力発電事業」、「緊急学校復興事業」および「緊急住宅復興事業」に関して、案件実施促進に係る以下の業務を行う。
  - イ 案件進捗状況の確認・把握
  - ロ 施工業者選定（評価、契約等）が遅滞なく、また JICA 調達ガイドラインの観点から適切に実施されるための支援
  - ハ 融資対象パッケージに係る PQ 書類入札書類の作成支援、入札評価支援
  - ニ 実施機関等に対する申請手続き・関連証憑書類の保管状況等を含めた貸付実行手続きに係る支援・指導
  - ホ 実施機関に対する、銀行間取引に係る手続きの支援・指導
  - ヘ JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010）に従い、EIA、RAP に記載ある緩和策の実施状況の確認、助言及び必要な支援の検討
  - ト JICA ネパール事務所における現地職員育成計画の検討支援（各回派遣時に調達、貸付実行、契約管理に関わる研修を行うこと）
  - チ JICA ネパール事務所における円借款事業モニタリング体制強化の検討支援

- リ 実施機関及びネパール政府関係省庁における事業関係者を対象とした、貸付実行事務能力強化・調達監理能力の強化のためのセミナー開催
  - ヌ 課題の整理・分析と改善案の作成
  - ル その他、事業の実施促進に必要な業務
- ④ 附帯する技術支援等の立ち上げ支援に係る以下の業務を行う。
- イ 事業における開発効果発現の状況について情報収集・分析
  - ロ 円借款事業に附帯する技術支援（円借款附帯プロジェクト・我が国又は第三国での研修等）についての必要性の検討と実施機関との協議
- ⑤ 上記に関して、JICA ネパール事務所及び JICA 南アジア部と調整の上、ネパール政府及び他ドナーへの情報発信を行うとともに、ODA タスクフォースをはじめとする現地の我が国援助関係者への情報提供を行う。
- ⑥ 現地派遣終了毎に、業務結果につき現地業務報告書（和文）を作成し、JICA ネパール事務所へ提出・報告する。

### (3) 国内作業（各現地派遣終了後）

- ① 現地派遣期間の結果を整理し、現地業務結果報告書（和文）を JICA 南アジア部へ提出、報告する。

### (4) 整理期間（2017 年 2 月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA ネパール事務所へ提出、報告する。同報告書においては、既往案件の実施に係る課題と対処方針、必要な手続き等を明確に示し、新規案件に関しては、貸付承諾締結からコンサルタント契約、工事や資機材調達契約までに必要な手続きフローを明確にした上で、案件形成上の留意点を示す。

## 8. 成果品等

### (1) ワークプラン（全体および各派遣開始時）

和文 2 部（JICA 南アジア部、JICA ネパール事務所）

### (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文 2 部（JICA 南アジア部、JICA ネパール事務所）

### (3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部（JICA 南アジア部、JICA ネパール事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本し、併せて電子データも提出する。また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報（和文 1 部）を作成し、JICA 南アジア部又は JICA ネパール事務所に提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意事項

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)  
を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、東京⇒バンコク⇒カトマンズ⇒バンコク⇒東京を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、以下の通りです（予定）。

現地派遣1：2016年5月29日～6月11日

現地派遣2：2016年7月24日～8月6日

現地派遣3：2016年9月25日～10月8日

現地派遣4：2016年11月27日～12月10日

現地派遣5：2017年1月8日～1月21日

②現地での業務体制

本業務は円借款事業専門家であり、業務従事者以外に本件に従事する者はありません。

③便宜供与内容

当機構ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

必要に応じ事務所手配

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じ JICA ネパール事務所と相談の上、対応可。

カ) 執務スペースの提供

本コンサルタントの執務スペースは、C/P 機関、関係機関及び JICA との調整・連携の必要性に鑑み

て、対象実施機関内作業スペース及び JICA ネパール事務所内に執務スペースを設ける予定。

## (2) 参考資料

ア) 円借款の入札に関するガイドライン・標準入札書類等

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/guideline/](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/)

イ) 円借款の貸付実行方式

[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/procedure/disburse.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/disburse.html)

ウ) (事前評価表) タナフ水力発電事業

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012\\_NE-P9\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_NE-P9_1_s.pdf)

エ) (事前評価表) 緊急学校復興事業

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_NE-P11\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_NE-P11_1_s.pdf)

オ) (事前評価表) 緊急住宅復興事業

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_NE-P12\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_NE-P12_1_s.pdf)

## (3) 業務実施上の留意点

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 円借款実施促進及びインフラ整備事業に関する業務経験を有することが望ましい。
- ③ 各現地派遣における「業務の範囲及び内容」は対象案件及び業務の進捗状況に応じて前後する又は実施の必要ない場合がある。ただし業務総量は変更しない。
- ④ 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html) プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。
- ⑤ ネパール国内での作業においては、JICA 安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA ネパール事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じて下さい。
- ⑥ 不正腐敗の防止  
本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとします。

## (4) プロポーザル提案事項

3. 83M/M を上限として業務工程表をプロポーザルにて提案すること。準備期間及び整理期間は各々5日を上限とし、これら国内作業分の現地派遣期間への振り替えを含む現地派

遺期間については、プロポーザルで提案すること。